

健 総 第 92 号  
平成 27 年 7 月 30 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

枚方市長 竹内



「2015 年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答書

要 望 事 項	回 答
<p>1. 職員問題について</p> <p>自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。</p> <p>特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいがつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。</p>	<p>[人事課]</p> <p>行政運営の円滑な執行の観点から、適正な人員配置を行うことは重要な課題であると認識しています。職員配置については、正職員による配置を基本としつつ、職務の専門性等、業務内容に応じて様々な任用形態をとっており、正規職員以外についても公務員としての基本的な意識付けのための研修や、各職場での研修などにより、市民サービスの向上に努めています。</p> <p>また、職員の生きがいについても、時間外勤務の縮減や、仕事と子育てなどの両立の支援や、職員への意識啓発によりワーク・ライフ・バランスの推進に努めています。</p> <p>今後も「枚方市職員定数基本方針」に基づき、職員の適正配置や社会経済情勢の変化、また、複雑化・多様化する市民ニーズへ対応できる執行体制の確保に取り組んでいきます。</p>
<p>2. 国民健康保険・医療について</p> <p>① 今年度から低所得者支援として全国で 1700 億円、大阪では 150 億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより 1 人 5 千円の財政効果がある（= 引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また、減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こ</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>① 本市では、これまでから国が示す繰出金通知に基づく基準を超えて国民健康保険特別会計に繰り出しているところであり、今年度も保険料上昇を抑えるべく昨年度と同等の繰り入れを行っています。今後とも、一般会計及び国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえて対応していきます。</p> <p>保険料減免制度については、「枚方市国民健康保険条例」及び「施行規則」で規定に従い運用しており、所得制限はありますが、児童扶養減免も行っています。</p> <p>医療費の一部負担金の減免についても、「枚方市国民健康</p>

<p>どもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ、パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p>	<p>保険一部負担金の減免等の措置に関する規則」を制定し、運用しております、これらの制度については、窓口にチラシを設置しているほか、市ホームページやすべての国保世帯に配布する「国保ガイド」に掲載して周知を図っています。</p> <p>今後も条例及び規則に従い適切な対応を行うとともに、相談状況に合わせて生活福祉室へ案内するなど、必要な支援につなげていきます。</p>
<p>② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしていても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を遵守し、きめ細かく面談し滞納処分したことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>② 資格証明書は法令に基づき交付しています。交付にあたっては、滞納者に一律に交付するのではなく、納付相談等により生活実態等を聴取し、柔軟に対応しています。</p> <p>「特別な事情」と判断される場合については、窓口で速やかな対応を行っています。</p> <p>また、資格証明書交付世帯のうち、高校生世代までの被保険者に対しては、短期被保険者証を郵送しています。</p> <p>国民健康保険料を納期限までに納付しない場合の滞納処分の例は地方自治法第231条の第3項に「地方税の例により処分することができる」と定められていますが、実態としては何よりも本人との接触の機会を持ち、個々の実情を把握しながら分割納付等の納付相談を行っています。</p> <p>また、財務部の債権回収課と連携し、財産調査等の結果によっては滞納処分の停止を行っており、生活保護受給者についてはこれまで滞納処分を停止しています。</p> <p>差押禁止財産については差押執行時に確認を行い、差し押さえを行わないようにしています。</p>
<p>③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>③ 職場研修の一環として、毎年4月に新たに異動となった職員と新入職員に対し、国民健康保険制度の研修を実施しています。重要な事案が生じた場合は、その都度職員に周知し、定期的に開いている担当グループごとの事務連絡会議で、周知の徹底に努めています。</p>

<p>④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多くあるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もおくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。</p> <p>⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。</p> <p>⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。</p> <p>⑦ 無料定額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。</p> <p>⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。 (和歌山市は半額助成)</p>	<p>[国民健康保険室]</p> <p>④ 納付相談や一部負担金の相談の際、生活困窮を訴えられた場合には、実情に応じて生活福祉室へ案内しています。また、多重債務の状況を把握した場合は市民相談課の窓口を案内しています。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>⑤ 保険財政共同安定化事業については、大阪府に対し情報の提供と十分な協議、さらに大幅な拠出超過となる市町村に対しては財政支援を行うなどの必要な対策を求めているところです。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>⑥ 地方単独事業の実施に伴う減額措置を廃止するよう市長会を通じて国に要求しています。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>⑦ 無料定額診療事業は保険制度外の事業であり、保険者において紹介することは保険制度を推進する立場から適当でないと考えます。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>⑧ 市の単独の助成については今のところ予定していません。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとすること。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに</p>
--	---

<p>近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。</p> <p>② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。</p>	<p>います。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>② がん検診と特定健診の同時受診については、医療機関の協力を得ながら拡充を図っていきます。平成25年度は大腸がん検診を無料で受診できる無料クーポンを国民健康保険被保険者の65歳と70歳の方に特定健診受診券と同封してお送りしています。また、平成26年度からは特定健診とがん検診をセットにした集団検診を「セットけんしん」として実施しています。</p> <p>[保健センター]</p> <p>② 健康増進法に基づき、胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を市内の取扱い医療機関にて実施しています。がん検診の受診率向上を目的として、平成21年度から子宮頸がん・乳がん検診を、平成23年度からは大腸がん検診の無料クーポン券の配付を実施しています。</p> <p>今年度は、大腸がん検診無料クーポン券は継続して送付するとともに、子宮がん検診は20歳から5歳刻みで40歳まで、乳がん検診は40歳から5歳刻みで60歳までの年齢の人に無料クーポン券を送付しました。加えて、平成25年度に子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券を上記の対象年齢に送付した対象者の中の内、過去5年間に一度も市の子宮頸がん検診・乳がん検診を受診していない人にリコール(再勧奨)として無料クーポン券を配付しました。</p> <p>また26年度に引き続き、胃がん対策として、35歳から60歳までの5歳刻みの対象の年齢の人にピロリ菌検査の受診券を送付しました。</p> <p>また、特定健診の同時受診に関しては、双方の受診率の向上を目的に昨年度から全てのがん検診を委託医療機関の検診に一本化し、枚方市国民健康保険被保険者の特定健康診査取扱医療機関と市のがん検診取扱医療機関を同じ一覧表で示し、市民に対して同時受診への勧奨をしているところです。平成26年度からは、市内5ヶ所の医療機関において、昼間の一般診療時間外を利用して、特定健康診査とがん検診が同時受診できる日を設定し、「セットけんしん」として実施する試みを開始し、今年度も医療機関を増やし、実施する予定としています。</p> <p>検診料はがん検診の種類により、300円から2,000円を徴収していますが、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は免除制度があります。</p> <p>今後も引き続きがん検診の受診率向上に向け、周知・啓発に努</p>
---	--

	<p>めでまいります。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>③ 特定健診・がん健診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。</p> <p>③ 特定健診の受診率は平成 25 年度に比べ平成 26 年度は増加しています。受診者のうち、若年層の受診率が低いことから、日曜日の健診を実施しており、平成 26 年度は会場も増やしたところです。これまでに実施したアンケートや電話による受診勧奨での話から未受診の理由としては、すでに医療機関にかかっていること・職場などで既に受診していることが多く、今後も医療機関との連携や人間ドック費用助成制度の周知を行っていきます。</p> <p>[保健センター]</p> <p>③ がん検診についてはデータ分析を行い各がんにおける傾向や特徴等を把握し、対策を検討しています。例えば、子宮頸がんは全国的に 20~30 代に急増しており枚方市でも同様の傾向が見られるため、乳幼児健診にて保護者へ子宮頸がん検診の受診勧奨や、小中学校の PTA 役員会等で健康教育を行う等対象者を絞り込んでアプローチをしています。今後についても、地域職域との連携やがん検診推進事業を行い周知・啓発に努め、受診率向上に努めてまいります</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>④ 人間ドック助成については大幅増額とすること。</p> <p>④ 特定健診を受診せずに人間ドックを受診された場合には、人間ドックの検査項目のうち、特定健診の検査項目と一致するものに対して、特定健診受診分として 7,500 円の助成を行っています。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <p>⑤ 日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。</p> <p>⑤ 平成 22 年度から開始した日曜日検診は、実施回数を年 12 回に増やし、平成 25 年には枚方市駅周辺だけではなく、東部地域でも実施し、平成 26 年度には北部地域をさらに拡大しました。今後も、受診しやすい環境整備に取り組んでいきます。</p> <p><b>4. 介護保険について</b></p> <p>[高齢社会室]</p> <p>① 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施</p> <p>① 介護保険料は、計画期間3年間のサービス量を見込んで、3年間を通じて財政の均衡を保つよう、保険料の基準月額を3年間同じ額として設定するしくみとなっております。</p>
--	--

<p>するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと。</p> <p>② 総合事業への移行については改正法では条例により「平成 29 年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでの同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害権を侵害するようなことはないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにすること。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。</p> <p>③ 8月からの利用料引き上げ(利用料2割</p>	<p>公費による低所得者保険料軽減については、国に対し、全国市長会として、当初案どおり 1,400 億円の確保を要望しています。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>② 枚方市は平成 29 年度に移行を予定し、事業の構築に係る検討を行っているところです。要支援者等には必要に応じ、現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスを確保していきます。</p> <p>サービス利用の案内及び要介護認定申請に関しては、利用者の意向を尊重して対応していきます。また、指定事業所によって提供されるサービスの単価については、国が定める上限額等を参照しながら、地域の実情にふさわしい設定を検討します。</p> <p>総合事業への移行後においては、現行の介護予防給付に相当するサービスの維持に努めるとともに、多様で柔軟なサービスを整備することで選択肢を広げられるよう、緩和した基準によるサービスを導入します。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>③ 本市では介護給付は法令に則り実施しております。平成 27</p>
---	--

<p>化、補足給付の改悪)については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。</p>	<p>年8月から合計所得金額が160万円以上の被保険者が自己負担2割となります。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が一定の基準に満たない場合は1割負担に戻ります。</p> <p>補足給付につきましては、世帯構成員が2人以上で、介護保険施設で利用者負担第4段階の食費、居住費を負担している利用者であっても一定の要件に該当する場合は特例的に第3段階の補足給付を支給する制度が設けられております。</p> <p>今後も引き続き法令を適正に遵守していき、国・府の動向にも注視していきます。</p>
<p>④ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによりかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的な施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。</p>	<p>[高齢社会室・生活福祉室]</p> <p>④ 热中症対策としましては、関係機関より热中症に関する資料が届きましたら、高齢社会室や高齢者サポートセンターなどより市民や地域の関係機関へ情報提供を行っているところです。また、介護サービスを利用なさっている方へは介護事業所などが声掛けなどを行っております。なお、見守りネットワークにつきましては、熱中症に関わらずその構築にあたっております。</p> <p>熱中症予防シェルター(開放公共施設)につきましては今後他市の状況などを調査、研究してまいります。</p> <p>クーラーの導入費用や電気料金に対する補助制度につきましては、実施の予定はありませんが、生活保護基準の改善も含めて実態に即した社会保障制度全体の抜本的な制度改革に取り組むよう国に要望していきます。</p>
<p>5. 障害者の65歳問題について</p> <p>① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について平成19年3月28日付通知」が出されてい</p>	<p>[障害福祉室]</p> <p>① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対するサービスの適用に関しては、国通知の趣旨を踏まえ、介護保険にはない障害福祉固有のサービスや、介護保険の支給限度額を超えるサービス利用が必要と認められる重度障害者に対し、障害福祉サービスの支給決定を行っているところです。</p>

<p>る。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成 27 年 2 月 18 日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。</p> <p>② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は 65 歳を超えて無料とすること。</p>	<p>[障害福祉室]</p> <p>② 障害者総合支援法に基づき実施している障害福祉サービスの利用料を、原則無料とするのは困難と考えますが、非課税世帯の方の利用料はすでに無料となっています。</p> <p>[高齢社会室]</p> <p>② 介護保険制度では、利用者負担が高額にならないよう所得に応じ上限額が設けられており、超えた分につきましては高額介護サービス費として払い戻しをしております。 公的保険制度であり受益者負担の観点からも利用者負担を無料とするのは困難と考えます。</p>
<h2>6. 生活保護について</h2> <p>① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国基準どおりで配置し法令違反をしないこと。 ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p> <p>② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。)</p> <p>③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。 2013 年 11 月 13 日に確定した岸和田市</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>① ケースワーカーについては、今後も引き続き必要な人員の確保に努めてまいります。 また、生活保護関係法令等の実務に関する研修のみならず人材育成研修も実施し、市職員として法令遵守と人権を尊重した対応に努めています。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>② 「生活保護のしおり」については、生活保護法の一部改正等を反映したものにする等、必要に応じ、より良いものへと改良しています。 生活保護の相談等に来られた場合は、生活保護制度についての権利と義務等を十分に説明し、相談者に理解していただいた上で、申請をしていただくことが適切な方法であると考えています。 また、申請については相談者の申請意思を十分に確認し、申請権を阻害することのないよう、心がけております。</p> <p>[生活福祉室]</p> <p>③ 生活保護の申請をされたときは、生活上の義務や届出の義務等について説明を行っています。</p>

<p>生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。</p>	<p>就労指導については、被保護者の年齢、資格、職歴等の状況に加え、稼働能力を活用する就労の場等を総合的に勘案した上で、適切な指導を行っています。</p>
<p>④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>④ 保護の実施要領に基づき、通院や求職活動にかかる交通費の内容を確認した上で移送費として支給しています。</p> <p>また、移送費については、保護決定時にお渡しする「生活保護のしおり」に記載しています。</p>
<p>⑤ 国民健康保険証などの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>⑤ 夜間、休日等で使用する医療扶助受給者証は、既に発行し対応しております。</p> <p>また、医療扶助については、保護の実施要領に基づき扶助を行っています。</p>
<p>⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>⑥ 自動車の保有の要否については、判決を踏まえ、生活保護の実施要領等の規定に基づき、適切に判断してまいります。</p> <p>また、本市で発行している「生活保護のてびき」において、自動車の保有要件等について記載しております。</p>
<p>⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>⑦ 生活保護費の不正受給に対して、厳正かつ迅速に対応するため、専任職員と元警察官を配置しています。</p> <p>生活保護情報ホットラインは、生活困窮者の早期発見と不正受給の防止を図るため設置しているものです。</p>
<p>⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。</p>	<p>[生活福祉室]</p> <p>⑧ 介護扶助の運営要領に基づき、介護扶助の適正な実施に努めています。</p>

<p>7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて</p> <p>① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアーしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。</p> <p>② 妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。</p> <p>③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみること。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。</p>	<p>[医療助成課]</p> <p>① 本市では、子どもの医療費助成制度として、小学校3年生までの入通院費助成、小学生の入院費助成を行っており、平成27年12月からは義務教育終了年限の中学校3年生までの入通院費助成を行うこととなりました。所得制限は設けていません。この制度は、大阪府の「市町村乳幼児医療費助成事業」に上乗せして実施しているものです。</p> <p>また、本市では、大阪府市長会を通じて、府に「市町村乳幼児医療費助成事業」の対象年齢の拡充を要望するとともに、国に対しても、子どもの医療費公費助成制度の創設を要望しています。</p> <p>中学卒業までの医療費の助成について、作業をすすめているところであり、現在の時点で高校卒業までの助成は考えておりません。</p> <p>[保健センター]</p> <p>② 妊婦健診の助成額については、平成25年度より11万6,840円(14回)に増額し、従来から市が独自施策として実施している妊産婦歯科健康診査と合わせ、総額12万1,840円に拡充しています。これにより妊婦がほとんど自己負担をすることなく、国の示す標準的な内容の妊婦健康診査を実施することができ、経済的に大幅な軽減につながると考えております。</p> <p>[学務課]</p> <p>③ 本市の就学援助の認定につきましては、所得金額で審査しており、認定基準額は、大阪府標準生計費に前年度消費者物価指数の変動率を乗じて求めた額に、扶養人数や配偶者の扶養状況等を考慮し、設定しています。なお、基準において、持家と借家での差は設けておりません。</p> <p>申請手続きにつきましては、毎年4月1日から翌年2月末までの間で、学校以外に市役所市民課窓口、各支所(津田・香里ヶ丘・北部)の窓口、教育委員会学務課窓口でも受け付けております。</p> <p>第1回の支給月につきましては、できる限り直近の所得状況により審査するため、6月の所得の確定を確認し、最短の7月に支給しております。</p>
--	--

	<p>また、平成 23 年度より、従来「新入学学用品費」として中学校第 1 学年の第1回目に支給していた費目を、小学校第6学年の時に「中学校入学準備金」として最終回の3月に支給を受けることができるよう改定しております。</p> <p><b>[政策企画課]</b></p> <p>④ 本市においては「新婚」「子育て世代」を要件とした家賃補助制度はありませんが、大阪府において、「新婚・子育て世帯向け家賃減額補助制度」があり、本市の 10 住宅が対象となっています。なお、市独自に子どもの医療助成を中学 3 年生まで拡大するとともに不育症治療費用の助成や産後ケア事業といった母子の健康づくりへの支援を行っています。</p> <p><b>[学校給食課]</b></p> <p>⑤ 中学校給食については、平成 25 年 3 月策定の「中学校給食の実施手法等に関する方針」に基づき、選択制の共同調理場ランチボックス方式により、温かく栄養バランスのとれた安全で安心なおいしい完全給食を平成 28 年度から提供する予定です。本市の学校給食は昼食として実施しており、今後も継続実施します。</p> <p><b>[子ども青少年課]</b></p> <p>⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ、計画的に推進するために枚方市ひとり親家庭等自立促進計画を策定してきました。現在、第3次計画の策定に向けて取り組んでおりますが、子どもの貧困対策にも資するよう、生活面をはじめ、経済面、就業面への支援策については、今後、関係各課との協議を含め、計画の中で検討ていきたいと考えています。</p> <p><b>[子育て支援室]</b></p> <p>⑦ 社会経済状況の変化に伴う保育需要の増加や地域子育て支援など多様化する保育サービスを限られた財源の中で対応するため、平成28年度以降に今後の統廃合について、国の動向を見極め、柔軟に対応しながら取り組みを検討していきます。</p>
--	---

<p>8. 後期医療制度について以下の点で国に意見を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差別医療制度である本制度は即時廃止し、もとの老人保健制度にもどすこと。</li> <li>・ 低所得者などに対する保険料軽減(特例軽減)の廃止を中止すること。</li> </ul>	<p>[学務課]</p> <p>⑦ 枚方市立幼稚園の運営・配置実施計画に基づき、効果的・効率的な配置を実施していきます。</p> <p>[国民健康保険室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の存廃について論議がなされてきたところですが、社会保障制度改革国民会議において、現在定着していることと改善で対処するという方向性が示されましたので、国の動向を注視しながら、引き続き制度の円滑な実施につとめるものです。</li> </ul> <p>[国民健康保険室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例軽減の見直しに対し、保険者の全国組織、全国後期高齢者医療広域連合協議会より「低所得者等に対する保険料軽減措置については、その生活に影響を与える保険料とならないように現行制度を維持すること。やむを得ず見直す必要が生じた場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること。」と平成27年6月10日付けで国に要望書を提出したところです。</li> </ul>
--	--